



廃第1115号
令和3年10月19日

千葉県内の組合・協議会等排出事業者様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について（通知）

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このことについて、別添のとおり令和3年10月1日付け事務連絡により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありました。

については、排出事業者におかれましては、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月 環境省環境再生・資源循環局。令和3年6月一部改定。）をはじめ、これまでに通知をした内容等（下記参照）に改めて御留意の上、緊急事態宣言の終了後も、引き続き廃棄物の適正処理に御協力くださいますよう、貴下会員への周知をお願いします。

記

環境省ホームページ

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電話：043-223-2757

事務連絡
令和3年10月1日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、9月30日をもって、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

廃棄物処理に関係する事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、関係の皆さまには、緊急事態宣言の期間中であっても、廃棄物処理業の継続に御尽力いただいていたところですが、緊急事態解除宣言がされた後であってもそのことに変わりはありません。

基本的対処方針では、「今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の体制を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として政策を展開していくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。」とされているところです。

これらのことを踏まえ、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画ⁱ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aⁱⁱ、その他これまで通知した内容ⁱⁱⁱについて、貴管内廃棄物処理業者及び排出事業者に改めて周知いただき、引き続き、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

ⁱ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

ⁱⁱ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

ⁱⁱⁱ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が終了することを踏まえ、基本的対処方針に基づく感染防止策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡

令和3年9月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について

本日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部における決定により、新型コロナウイルス感染症対策に関して、9月30日をもって、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することを公示したところです（別紙1及び別紙2参照）。また、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更いたしました（別紙3及び別紙4参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、今後の早期の感染の再拡大を招かないよう、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

（別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年9月28日変更）

（別紙4）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、阪本、栗栖、鈴木、清水、上田、岩熊、山根、倉本

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp

yoshitomo.kurisu.d3y@cas.go.jp

takayuki.suzuki.y7n@cas.go.jp

aki.shimizu.r5a@cas.go.jp

hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

kiyoshi.yamane.h7c@cas.go.jp

so.kuramoto.y3y@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和 3 年 9 月 28 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年 9 月 30 日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令和3年9月28日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年9月28日）（新旧対照表）

（主な変更点）
（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>序文 （略）</p> <p>令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県</p>	<p>序文 （略）</p> <p>令和3年9月9日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都府、大阪府、兵庫県</p>

県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとした。

また、重点措置区域について、同じく令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないことと

県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとした。

また、重点措置区域については、同じく令和3年9月9日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行った。

(新設)

なったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了した。

また、重点措置区域についても、同じく令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

(略)

引き続き、「令和3年6月21日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「令和3年6月21日以降の取組」という。)を踏まえ、感染の再拡大を防止するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ効果的な対策を総合的に進めていくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

(略)

<p>一 (略)</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 緊急事態措置区域から除外された地域（重点措置区域及び重点措置区域以外の地域の双方を含む。）に<u>おいては、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。</u></p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>令和3年9月3日にとりまとめられた分科会の考え方及び令和3年9月9日に政府対策本部においてとりまとめられた「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直し等について、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証や地方公共団体や事業者等との議論を含め国民的議論を進め、具体化を進め</u></p>	<p>一 (略)</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 緊急事態措置区域から除外された地域（重点措置区域及び重点措置区域以外の地域の双方を含む。）に<u>おいては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。</u></p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>令和3年9月3日にとりまとめられた分科会の考え方を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体化を進める。(新設)</u></p>
---	--

る。技術実証に際しては、行動制限の緩和については特例的に取り扱う。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要

事項

- (1) (略)
- (2) サーベイランス・情報収集
- ① (略)
- ② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。感染拡大地域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する。

(削除)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要

事項

- (1) (略)
- (2) サーベイランス・情報収集
- ① (略)
- ② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。感染拡大地域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する。

高齢者施設の従事者等の検査について地域の感染状況に応じ、当面、集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在り方については

<p><u>ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。</u></p>	<p>また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約80万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布</p>
<p>また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約80万回程度分を確保し、令和3年6月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80</p>	<p>また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約80万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布</p>

<p>を7月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を9月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症患者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症患者に対する抗原簡易キット等も活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの一の発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適</p>	<p>万回程度分の抗原簡易キットの配布を7月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を9月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症患者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症患者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用</p>
--	--

<p>切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。さらに、政府は、抗原簡易キットを薬局で入手できるようにしたところであり、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合などに自ら検査を行えるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>1) ～4) (略)</p> <p>5) 高齢者施設等従業者の検査等</p> <p>特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区</p>	<p>いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(新設)</p> <p>(略)</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>1) ～4) (略)</p> <p>5) 高齢者施設等従業者の検査等</p> <p>特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場、夏季期間における都市部から北海道・沖縄県内の空港等</p>
---	---

<p>域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。</p> <p>6) (略)</p> <p>7) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるとはなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などに</p>	<p>に向かう便の搭乗客等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。</p> <p>6) (略)</p> <p>7) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるとはなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などに</p>
--	---

<p> ついては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、<u>教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する</u>場合の積極的な協力を依頼するとともに、<u>地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン接種や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等について</u> </p>	<p> ついては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、<u>教職員のワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する</u>場合の積極的な協力を依頼するとともに、<u>地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。（新設）</u> </p>
---	--

ては、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

②・③ (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述 10) に掲げる基本的な感染防止策等（重点措置区域である都道府県においては後述 9) に掲げる感染防止策等を含む。）に加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速や

②・③ (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述 10) に掲げる基本的な感染防止策等（重点措置区域である都道府県においては後述 9) に掲げる感染防止策等を含む。）に加え、「緊急事態宣言解除後の対応」及び「令和 3 年 6 月 21 日以降の取組」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状

<p>かに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、法第24条第9項に基づき、外出については、 <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること</u> ▶ <u>企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと</u> ▶ <u>飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間等の対応を行うこと</u> <p>等の協力の要請を行うこと。</p> <p>また、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い者に対して、<u>検査を勧奨すること</u>。</p> <p>なお、<u>外出・移動については、感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請す</u></p>	<p>況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、<u>地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること</u>。また、<u>B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に、全国的にほぼ置き換わったと考えられることを踏まえ、都道府県間の不要不急の移動は、極力控えるように促すこと</u>。
--	--

<p><u>る等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域で開催される催物（イベント等）に係る規模要件等（人数上限・収容率・飲食を伴わないこと等）については、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（重点措置区域である都道府県においては、人数上限 5,000 人等。重点措置区域以外の都道府県においては、緊急事態宣言解除後 1 か月の経過措置として人数上限 5,000 人又は収容定員 50%以内（ただし、10,000 人を上限）のいずれか大きい方等。）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと。 ・ 重点措置区域である都道府県においては、法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域で開催される催物（イベント等）に係る規模要件等（人数上限・収容率・飲食を伴わないこと等）については、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（重点措置区域である都道府県においては、人数上限 5,000 人等。重点措置区域以外の都道府県においては、緊急事態宣言解除後 1 か月程度の経過措置として人数上限 5,000 人又は収容定員 50%以内（ただし、10,000 人を上限）のいずれか大きい方等。）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと。 ・ 重点措置区域である都道府県においては、法
--	---

<p>第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件（別途通知）を満たした店舗（以下「<u>認証等適用店</u>」という。）において19時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事によっては、21時までの営業（酒類提供は20時まで）も可能とする。）。なお、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点措置区域以外の都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、<u>法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を</u> 	<p>第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件（別途通知）を満たした店舗において19時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21時までの営業（酒類提供は20時まで）も可能とする。）。なお、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点措置区域以外の都道府県においては、<u>法第24条第9項に基づく飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、当面、継続するこ</u>
--	---

行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。

営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする。酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、1か月までを目途として、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況、店舗における感染防止策を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。また、飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請すること。

ととし、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 法第31条の6第1項又は法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当面、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。(新設)

<p>(略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>9) (略)</p> <p>10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、<u>地域の実情に</u>応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。<u>この場合において、飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする。</u><u>特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等においては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>9) (略)</p> <p>10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、<u>8月7日の分科会の提言で示された指</u><u>標を</u>目安としつつ<u>総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言(12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等)等を踏まえ、地域の実情に</u>応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。<u>特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等においては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。</u></p>
---	---

<p>④～⑥ (略)</p> <p>11) 予防接種</p> <p>政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 予防接種の実施体制等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえて行うこと。</p> <p><u>なお、1回目に接種した新型コロナウイルスと異なる新型コロナウイルスを2回目に接種すること(交互接種)については、新型コロナウイルスの接種を受けた後に重篤な副反応を呈したことがある場合等には、必要に応じて行えるものとする。また、ワクチンの追加接種(3回目接種)について、政府において検討を進めること。</u></p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 政府は、各地方公共団体の接種会場に加え自衛隊大規模接種センターも活用し、職域(大学等を含む)による接種を実施すると</p>	<p>④～⑥ (略)</p> <p>11) 予防接種</p> <p>政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 予防接種の実施体制や接種順位等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえて接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行うこと。(新設)</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ このような原則の下、政府は、各地方公共団体の接種会場に加え自衛隊大規模接種センターも活用した接種を実施し、職域(大学等を含む)によ</p>
--	--

<p>ともに、地域接種・職域接種のいづれにもつながらりにくい者のワクチン接種を推進すること。加えて、接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること。</p> <p>12) (略)</p> <p>13) クラスタ対策の強化</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組等を踏まえ、<u>クラスタ対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方について、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証も活用し、検討を行う。</u></p> <p>14) (略)</p> <p>(4) 医療等</p> <p>① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。</p>	<p>る接種を実施するとともに、地域接種・職域接種のいづれにもつながらりにくい者のワクチン接種を推進すること。加えて、接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること。</p> <p>12) (略)</p> <p>13) クラスタ対策の強化</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組を踏まえ、<u>クラスタ対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方、新技術等の活用及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討を行う。</u></p> <p>14) (略)</p> <p>(4) 医療等</p> <p>① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。</p>
---	---

<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県において感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、最近の感染状況を踏まえた感染者急増時の緊急的な患者対応方針や病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、政府と都道府県が連携して、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制の整備に引き続き取り組むこと。特に、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、<u>医療提供体制の開設を含め、医療提供体制の点検・強化を行う</u>など、<u>医療提供体制の確保に</u>万全を期すこと。 <p>(略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組み。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県において感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、最近の感染状況を踏まえた感染者急増時の緊急的な患者対応方針や病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、政府と都道府県が連携して、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制の整備に引き続き取り組むこと。特に、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、<u>医療提供体制の点検・強化を行う</u>など、<u>医療提供体制の確保に</u>万全を期すこと。 <p>(略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組み。</p>
--	---

<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらからじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による外来・往診による投与の実施など、医療現場において投与が必要となる者に適切かつ確実に活用できるように取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらからじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関における外来・往診による投与の実施など、医療現場において投与が必要となる者に適切かつ確実に活用できるように取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらからじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による外来投与の実施など、医療現場において投与が必須となる者に適切かつ確実に活用できるよう取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらからじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関における外来・往診による投与の実施など、医療現場において投与が必要となる者に適切かつ確実に活用できるように取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重

<p>症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
--	---